

尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会」(以下「委員会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、尾原ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るための行動計画である「尾原ダム水源地域ビジョン」(以下「水源地域ビジョン」という。)を策定することを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長が委嘱する。

- 2 委員は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員会の任期は水源地域ビジョンが策定されるまでの期間とする。
- 6 委員会は必要に応じて検討会や懇談会等を設け、意見・提案を受けることができる。

(議事)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長をつとめる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。但し、代理出席を認めるものとする。

(公開)

第5条 委員会の会議については、原則として公開とする。

- 2 委員会に提出された資料については、原則として公開とする。
- 3 但し、個人情報を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

- 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の遂行に必要な一切の事務を行う。

(規約の効力)

第7条 本規約は、水源地域ビジョンの策定の完了に伴い、その効力を失う。

(その他)

第8条 本規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

本規約は、平成24年9月20日から施行する。